

千葉県肝炎対策推進計画の改定について

令和4年6月29日(水)

疾病対策課感染症医療班

令和4年3月7日に国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が改正されたことを受け、本県においても令和4年10月をめどに「千葉県肝炎対策推進計画」を改定する。

1 指針の改正の概要

従来の肝炎対策を踏襲しつつ、一部新たな要素が追加された

- (1) 肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な目標として設定する
- (2) 肝炎検査・医療の均てん化(※)を目指し、地域の課題に応じた対策を実施する
※ 地域によってかたよりのないよう、等しく向上させること
- (3) 肝炎医療コーディネーターの育成と活動の支援を推進する
- (4) 肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するための普及啓発を推進する

2 計画の改定の方針 (前項(1)～(4)に対応)

- (1) 新たに肝がん死亡率の減少を目標として設定する
- (2) 肝炎医療コーディネーターの育成と支援が本県の課題である
ア 配置に偏りがある：肝炎検査・医療の中核を担う肝疾患指定医療機関(令和4年2月1日時点で235医療機関)へ万遍なく配置することを目標として設定する
イ 継続率が低い：継続要件である研修会の受講機会の拡大、やりがいを持って活動してもらうための支援に取り組む旨を計画本文に盛り込む
- (3) (2)に同じ
- (4) 基本的な内容は現行計画に既に盛り込まれている。職域における検査結果の取扱いに配慮するよう職域関係者に働きかける旨を本文に盛り込む

3 改定に向けた今後の予定

- 7月13日(水) : 千葉県感染症対策審議会肝炎対策部会を開催し内容を検討
8月中旬～8月下旬 : (7月部会の内容に応じて) 意見反映後の案を報告
8月下旬～9月下旬 : パブリックコメントを実施
10月上旬 : 千葉県感染症対策審議会肝炎対策部会へ最終稿を书面報告
10月下旬 : 施行